

## 史跡整備基本計画の遺産影響評価スケジュールについて

	R6 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学術 委員会				● 計画案			● HIA 報告書案		● HIA 報告書案			●
HIA	HIA 詳細分析報告書検討・英訳											★ 提出
整備基 本計画	計画案作成									パブ コメ	★ 策定	
百舌鳥 委員会			○		○		○					○
古市 委員会				○		○				○	○	○

## 史跡整備基本計画の遺産影響評価書（案）

### 目次

1 はじめに .....	1
2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要 .....	1
(1) 名称	
(2) 世界遺産一覧表への記載日	
(3) 構成資産一覧	
(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
(5) 顕著な普遍的価値	
(6) 国内法による資産の保全	
(7) 第43回世界遺産委員会における追加的勧告	
3 評価の経緯 .....	6
4 評価の方法及び実施主体者 .....	7
5 計画の概要 .....	7
(1) 全体概要	
(2) 史跡百舌鳥古墳群整備基本計画の概要	
(3) 史跡古市古墳群整備基本計画の概要	
6 計画による資産への影響 .....	15
(1) 全体計画	
1) 「顕著な普遍的な価値」への影響	
2) 「緩衝地帯の保全」への影響	
(2) 個別古墳の遺構復元計画	
1) 目的の妥当性	
2) 手法の妥当性	
3) 「顕著な普遍的価値」への影響	
4) 「価値理解の促進」への影響	
5) 「緩衝地帯の機能」への影響	
7 緩和策の説明 .....	16
8 評価 .....	16
添付資料 『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』概要 .....	17
『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』概要 .....	18

## 1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」を含む、史跡百舌鳥古墳群、史跡古市古墳群において策定する『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』、『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』を対象とした遺産影響評価書である。本計画に該当する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す49基のうち28基である。

## 2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

### （1）名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

### （2）世界遺産一覧表への記載日

2019年7月6日

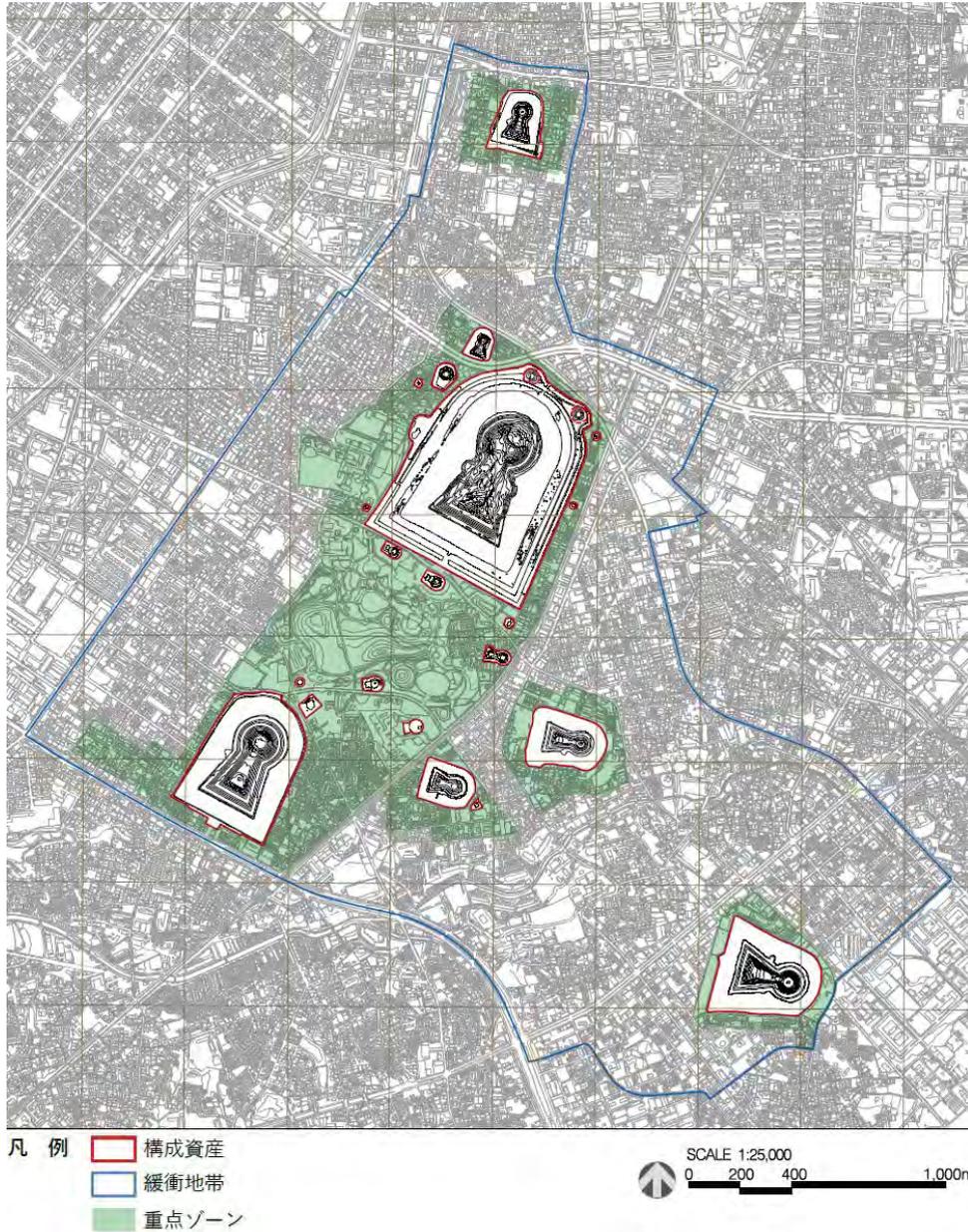
### （3）構成資産一覧

資産 No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		本事業に該当する 資産
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び 大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
	2-1 仁徳天皇陵古墳				
	2-2 茶山古墳				
	2-3 大安寺山古墳				
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	○
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	○
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	○
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	○
13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	○
14	銭塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	○
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	

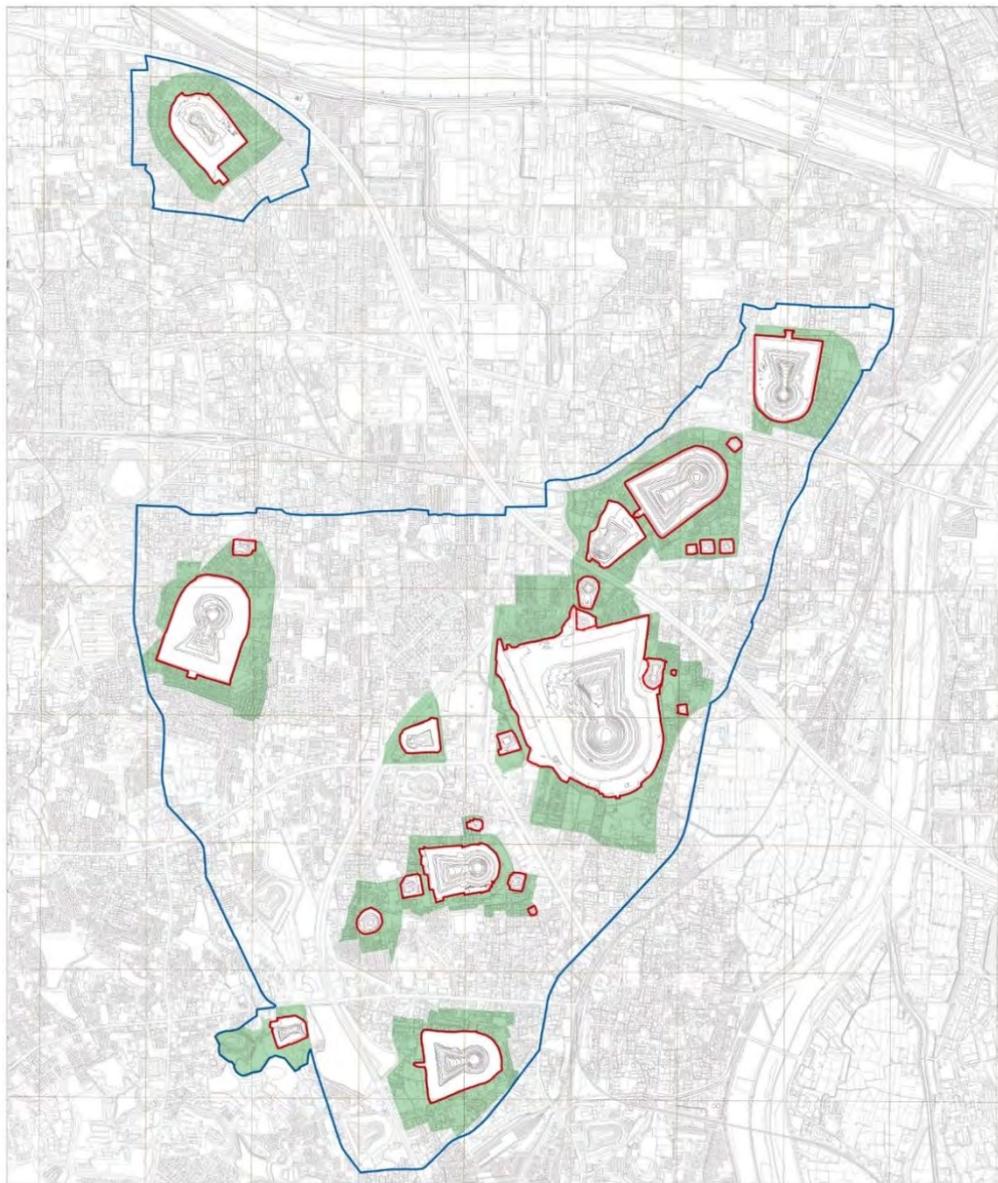
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	○
17	七観音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	○
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"	○
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"	○
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"	○
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"	○
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	○
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"	
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"	○
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"	
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	○
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"	○
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"	○
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"	
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"	
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"	○
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"	○
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳 及び二ツ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"	○
	33-1 応神天皇陵古墳				
	33-2 誉田丸山古墳				
	33-3 二ツ塚古墳				
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"	
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"	
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"	○
37	はざみ山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 42"	E135° 36' 08"	○
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N34° 33' 28"	E135° 36' 16"	○
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 32"	E135° 36' 16"	○
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 26"	E135° 36' 22"	
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 22"	E135° 36' 24"	
42	浄元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 25"	E135° 36' 07"	○
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 21"	E135° 36' 02"	○
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 09"	E135° 35' 51"	○
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 04"	E135° 36' 16"	○

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲

百舌鳥エリア



制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31 m以下に制限（一部 45 m）	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止



凡例  
 構成資産  
 緩衝地帯  
 重点ゾーン

SCALE 1:25,000  
 0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン	
建築物の高さ制限	31m以下に制限	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

## (5) 顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において、次の属性によって示されている。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

## (6) 国内法による資産の保全

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料 1. a 包括的保存管理計画」(以下「包括的保存管理計画」)において以下のとおり示されている。

### 4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

#### a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓<sup>1</sup>及び／または文化財保護法上の史跡<sup>2</sup>として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」47頁】

<sup>1</sup> 皇室典範、国有財産法、宮内庁法に基づき宮内庁が管理している。

<sup>2</sup> 文化財保護法に基づき所有者が管理している。

#### 4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

##### c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、緩衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」6 1 頁】

### (7) 第 43 回世界遺産委員会における追加的勧告

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の 4.c)h)において、史跡整備基本計画および遺産影響評価について指摘がなされた。

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

## 3 評価の経緯

史跡整備基本計画は、百舌鳥と古市の両エリアにおいて 2025 年 3 月に策定した。

なお、整備計画の策定にあたっては、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の 4.c)において追加的勧告がされている。このため、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項の規定及び文化庁の「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」に従い、2022 年 3 月に策定した「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』遺産影響評価マニュアル」に基づき、資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事柄について検討した。

## 4 評価の方法及び実施主体者

本評価書では、堺市によって策定された『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』、藤井寺市・羽曳野市によって策定された『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』について顕著な普遍的価値の保全に配慮されているか否かについて確認を行った。

評価は事業主体者である堺市、藤井寺市、羽曳野市が実施し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を踏まえ本評価書を作成した。本評価書は百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の承認を経て、提出するものである。

## 5 計画の概要

### (1) 全体概要

百舌鳥・古市古墳群世界遺産は、一つの世界遺産ではあるが、その構成資産は文化財保護法の下に史跡に指定されている範囲により百舌鳥と古市のエリアごとにそれぞれで適切な管理を行っている。

そのため、エリアごとに整備と公開・活用にかかる基本方針や具体的な整備計画案を定めた史跡整備基本計画を2018年策定、2024年まで整備をそれぞれで進めてきた。

本計画では、各エリアともに2019年の世界遺産登録時の追加的勧告をふまえた、計画として旧計画を改定するものである。

### (2) 『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』の概要

1) 名称 史跡百舌鳥古墳群史跡整備基本計画（第2期）

2) 対象範囲 74,129.77 m<sup>2</sup>

いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠

(下線：世界遺産構成資産)

3) 所有者 堺市、その他

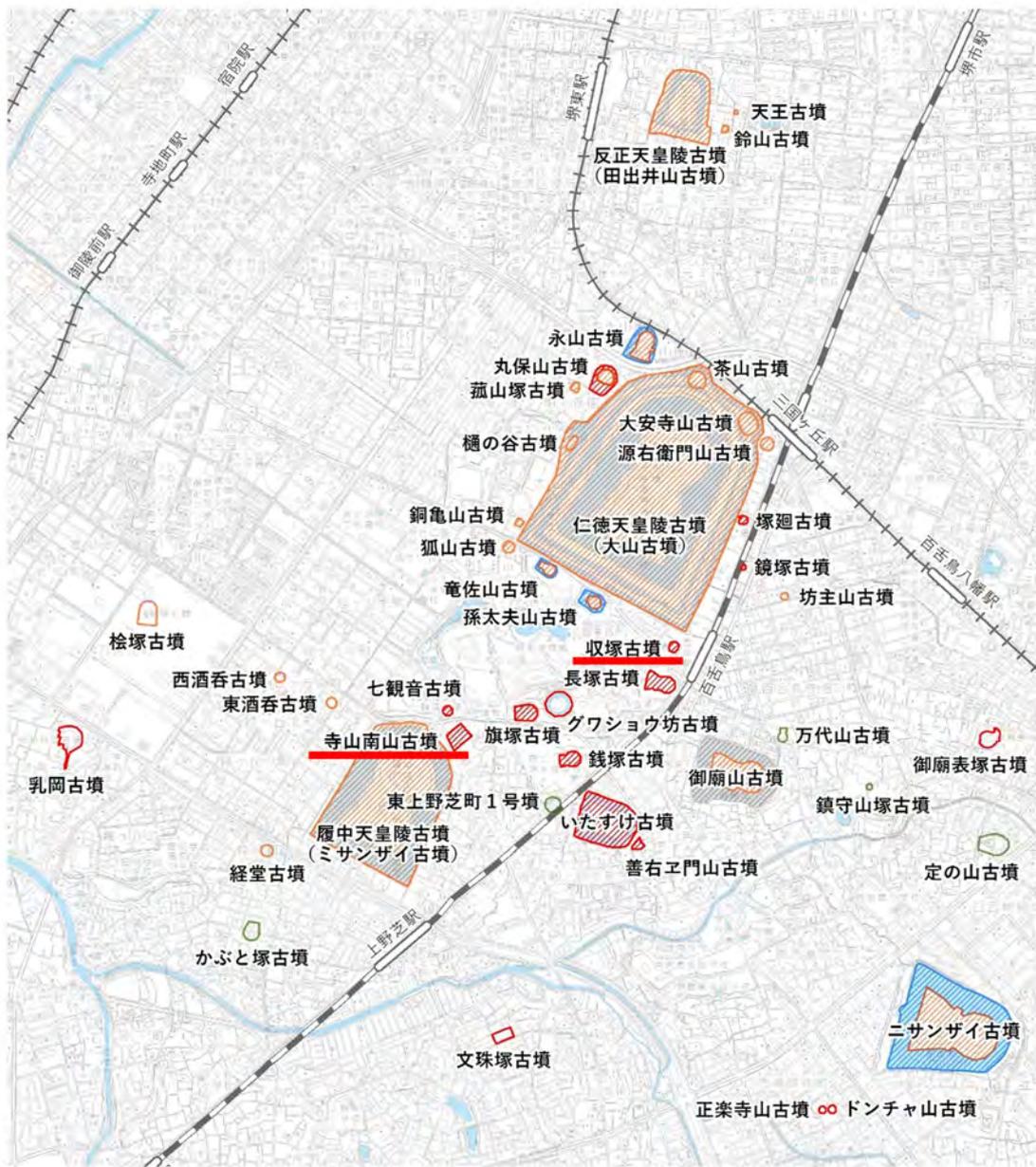
4) 概要

百舌鳥古墳群は堺市の中央部に位置し、4世紀後半から6世紀前半にかけて築造されたわが国を代表する古墳群の一つである。1600年を経た今も市街地に44基の古墳が残り、そのうち19基の古墳が「百舌鳥古墳群」として平成26年（2014）に史跡指定された。堺市は平成30年（2018）に第1期整備基本計画を策定し、整備を進めてきた。本計画は、令和元年（2019）の世界遺産登録時の追加的勧告をふまえ、第2期計画として旧計画を改定するものである。

本計画では、古墳群全体の整備に関する基本理念と基本方針を定め、これらを具体化するための

遺構保存や植生、公開活用に関する計画などを定めた。また、整備によって史跡の価値を高めるため、築造当時の姿や歴史を重ねた現在の姿など、多様な整備を行うことを整備の方向性として定めた。

整備は保存上緊急を要する整備や防災整備は適宜実施するが、公開活用のための整備は条件が整ったものから段階的に進め、第2期（令和7～16年度）では寺山南山古墳の整備完了をめざす。寺山南山古墳は墳丘の一部が削平され、本来の形が失われているため、調査成果に基づき墳丘を盛土で修復し、埴輪や葺石は原寸大の検出状況写真を遺構上に設置する。周囲には様々な形や規模の古墳があるため、整備によって古墳群の一体的な景観を形成することが可能であり、古墳群全体の周遊を促進させる整備を行う。



百舌鳥古墳群古墳分布図

	第1期整備	第2期整備	第3期整備
	平成30年度(2018) ～令和6年度(2024)	令和7～16年度 (2025～2034)	令和17年度(2035)～
対象古墳	御廟表塚古墳	収塚古墳、寺山南山古墳	いたすけ古墳、長塚古墳、塚廻古墳、 文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、 ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、グ ワショウ坊古墳、旗塚古墳、七観音 古墳、鏡塚古墳、善右衛門山古墳、 銭塚古墳
全体	解説板設置、周遊路整備、 ガイダンス整備	総合解説板等整備	既存整備の大規模改修
	確認調査、追加指定、公有化、仮整備、保存のための緊急整備、既存整備の修復、防災整備等 は適宜実施		
計画	平成29年度(2017) 計画策定(第1期)	令和6年度(2024) 計画策定(第2期)	

整備の進め方



寺山南山古墳 計画平面図 24.06.12

(3) 『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』の概要

1) 名称 史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）

2) 対象範囲 212,192.17㎡(2024年6月末日)

古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳、鍋塚古墳、城山古墳、峯ヶ塚古墳、墓山古墳、野中古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、鉢塚古墳、はざみ山古墳、青山古墳、蕃所山古墳、稻荷塚古墳、東山古墳、割塚古墳、唐櫃山古墳、松川塚古墳、浄元寺山古墳、白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、安閑天皇陵古墳周堤

（下線：世界遺産構成資産）

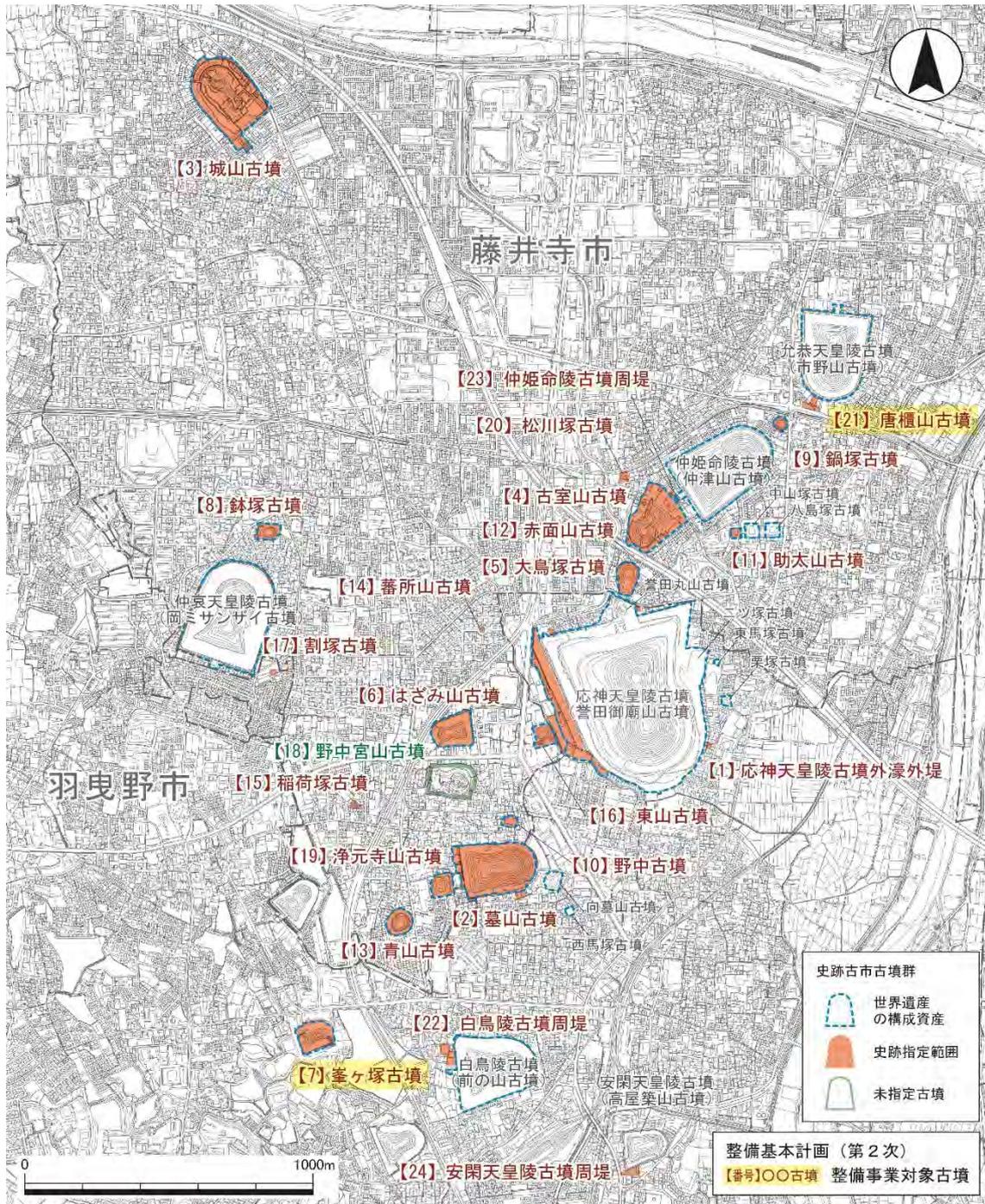
3) 所有者 羽曳野市、藤井寺市、その他

4) 概要

古市古墳群は、藤井寺と羽曳野市に跨る位置にあり、4世紀から6世紀中ごろに築造され大王墓を含む130基の古墳からなる国内有数の古墳群であり、世界遺産百舌鳥・古市古墳群の東側にある「古市エリア」に所在し史跡指定されている。

本計画は、各々の古墳を保存して未来に確実に継承すること、学習や交流の出来る憩いの空間として古墳を公開・活用することにより地域の誇りや活性化の核にすること、さらには大阪府や堺市と連携して百舌鳥古墳群との統一的な整備を実施しつつも、古市古墳群としての個性や特徴をあらわしていくことを目的としている。

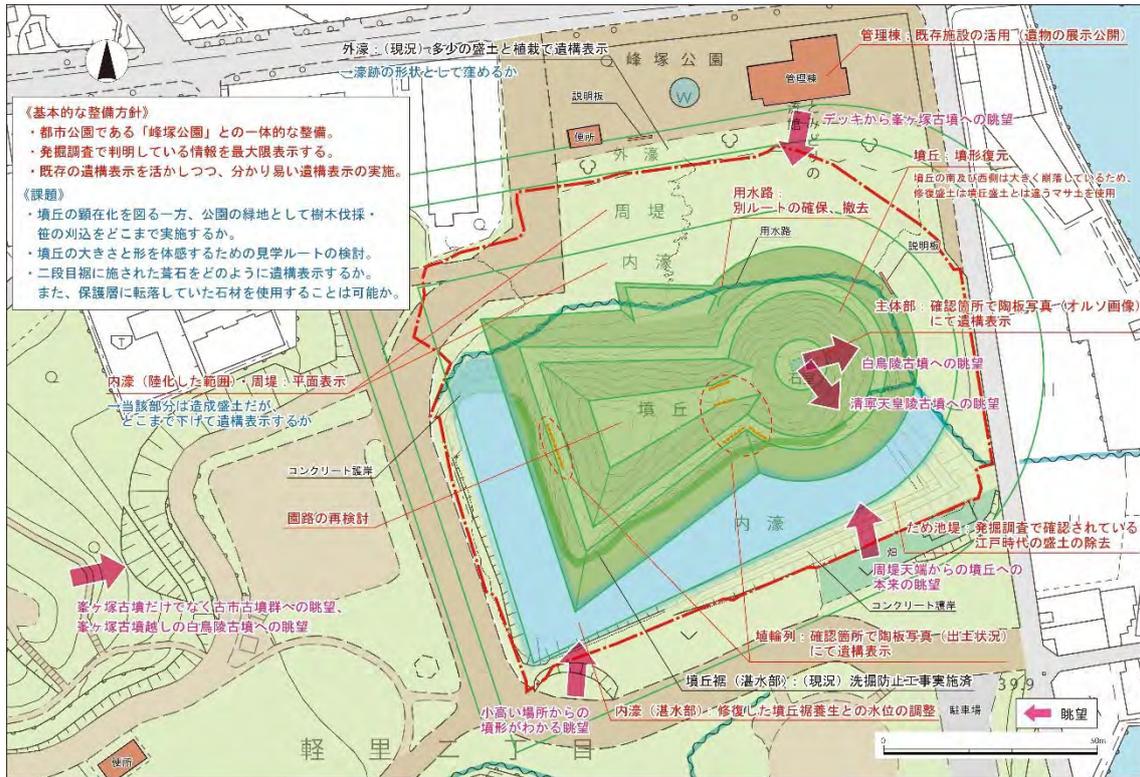
整備方針として、「保存のための整備」・「活用のための整備」の二つの方針を定めている。「保存のための整備」では、墳丘の削平や損壊、墳丘裾部の洗掘（水による浸食）についての保護対策、高木化した墳丘の樹木の剪定・伐採、遺構の保護を目的とした動線計画の策定などである。一方、「活用のための整備」として古墳の価値を理解するため、調査成果に基づいた墳丘の復元、遺構の平面表示を行い、古墳の規模や形態、古墳相互の眺望を活かし古墳が密集して築造されている古墳群のあり方等、個々の古墳や古墳群の状態や特徴を踏まえた整備を行うこととしている。復元整備については調査成果に基づいた計画の基で行い、個々の整備については遺産影響評価を実施する。



古市古墳群整備基本計画（第2次）整備事業対象古墳

時 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期以降
事業工程	史跡古市古墳群整備基本計画 (第 1 次) (2018 年～2024 年)	本計画対象期間 史跡古市古墳群整備基本計画 (第 2 次) (2025 年度～2035 年度)	(2036 年～)
	点検・見直し		
活用のための整備	【7】 峯ヶ塚古墳 【21】 唐櫃山古墳	【7】 峯ヶ塚古墳 【21】 唐櫃山古墳	【1】 応神天皇陵古墳 外濠外堤 【3】 城山古墳 【4】 古室山古墳 【19】 浄元寺山古墳
保存のための整備	【3】 城山古墳	【3】 城山古墳 【8】 鉢塚古墳	【13】 青山古墳 【15】 稻荷塚古墳 【16】 東山古墳 【17】 割塚古墳 【18】 野中宮山古墳 【20】 松川塚古墳
	↑	↑	
	基本計画策定 (第 1 次)	基本計画策定 (第 2 次)	

本計画の対象期間と将来的な計画期間



峯ヶ塚古墳整備計画図



唐櫃山古墳整備計画図

## 6 計画による資産への影響

### (1) 全体計画

全体計画では、基本理念、基本計画とHIAマニュアルに示す「顕著な普遍的価値の保存管理方針と方法」との整合性を確認し評価

- 1) 「顕著な普遍的な価値」への影響
- 2) 「緩衝地帯の機能」への影響

### (2) 個別古墳の遺構復元計画

個別古墳の計画のうち古墳の外観を変更する遺構復元計画について、目的と手法の妥当性、計画にかかる事業実施による影響を評価

- 1) 目的の妥当性  
遺構保護、価値理解、対象選択の観点から評価
- 2) 手法の妥当性  
考古学データとの整合、工法の可逆性の観点から評価

### 3) 「顕著な普遍的価値」への影響

世界遺産委員会決議43 COM 8B.18で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において示された属性【下表】に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した。

大項目	細項目
a) 49基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域における古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

#### a) 49基の墳墓

a1) 幾何学的形状・a2) 築造方法と材料・a3) 濠・a4) 考古遺物と内包物

墳墓に直接的な改変があるか、計画が構成資産の遺構・遺物に負の影響を及ぼすかを調査成果に基づき評価

## b)古墳のセッティング

### b1) 古墳の視覚的存在感を阻害するか・b2) 古墳と古墳の間の繋がりを阻害するか

視点場及び周遊ルートからの「古墳への眺望」「古墳間の繋がりへの眺望」に影響を及ぼすかを、現況写真、計画実施後のパース図等の比較により評価

※正の影響（存在感の高まり、繋がりの顕在化）についても評価

## c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

### c1) 独特な葬送習慣の物証

直接的な改変があるか、計画が構成資産の遺構・遺物に負の影響を及ぼすかを調査成果に基づき評価

### c2) 儀礼のための使用の物証

祭祀や参拝を阻害するか、計画の対象地と祭祀・参拝の場所との関係性（位置関係、計画対象地への眺望）により評価

## 4) 「価値理解の促進」への影響

顕著な普遍的価値を守るための緩衝地帯の機能を阻害するかについて、計画が来訪者の価値理解に及ぼしうる影響より評価する

※正の影響（より深い理解の促進）、負の影響（誤解を与える懸念）の双方を評価する

## 5) 「緩衝地帯の機能」への影響

顕著な普遍的価値を守るための緩衝地帯の機能を阻害するかについて、諸規制への適合及び緩衝地帯保全の考え方との整合性より評価する

## 7 緩和策の説明

## 8 評価

# 史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）の概要

## 史跡百舌鳥古墳群とは

- ・4世紀後半～6世紀前半に形成され、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な古墳群
- ・墳丘が現存する44基のうち19基\*が史跡に指定

\*いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右工門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠  
(下線：世界遺産構成資産12基)

## 計画策定の目的

「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」の整備の基本方針や世界遺産登録時の追加的勧告等を踏まえ、史跡の本質的価値を良好な状態で後世に継承し、同時に顕在化させる整備の方針や方法を明示する。

## 計画策定の経緯

平成30年 国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）策定  
御廟山古墳内濠 追加指定  
平成31年 ニサンザイ古墳内濠 追加指定  
令和元年 世界遺産登録\*  
令和5年 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画策定

\*世界遺産登録時の追加的勧告

c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。

## 整備の方向性

整備によって多様な古墳の姿を示し、史跡の価値を高める

【大仙公園内の古墳】  
古墳時代の姿（史跡の本質的価値）を示す

【住宅街の古墳】  
現在の姿（人々の関わり）の履歴を示す

【価値の表現】  
遺構展示（露出展示等）  
復元展示（墳丘復元等）  
遺構表示（濠の表示等）

【価値の顕在化】  
樹木整理（間伐・剪定等）

## 基本理念・基本方針

### 【基本理念】

- わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用を努める
- 魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす

### 【基本方針】

- 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する  
⇒調査に基づき適切な遺構保存を行い、価値がわかりやすい整備を行う
- 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する  
⇒墳丘上の樹木整理等により古墳の稜線や古墳の連なりを明確にする
- 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する  
⇒地域の誇りとして住民に親しまれる身近な古墳として整備する

## 個別の計画

- 遺構保存および地形造成に関する計画  
⇒墳丘上の樹木は間伐し、表土流出を防ぐため地被類を植栽する
- 遺構の表現に関する計画  
⇒保護処置の後、遺構表示（濠の表示）や復元展示（墳丘復旧）を行う
- 公開活用に関する計画  
⇒史跡への関心の有無に関わらない来訪の契機づくりを図る

## 整備の進め方

	第1期整備	第2期整備	第3期整備
	平成30年度～令和6年度	令和7～16年度	令和17年度～
対象古墳	御廟表塚古墳	収塚古墳・寺山南山古墳	いたすけ古墳・長塚古墳・塚廻古墳・文珠塚古墳・丸保山古墳・乳岡古墳・ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・グワショウ坊古墳・旗塚古墳・七観音古墳・鏡塚古墳・善右工門山古墳・銭塚古墳
内容	解説板設置・周遊路整備・ガイダンス整備	総合解説板等整備	既存整備の大規模改修
備考	確認調査・追加指定・公有化・仮整備・保存のための緊急整備・既存整備の修復・防災整備等は適宜実施		
計画	平成29年度 計画策定（第1期）	令和6年度 計画策定（第2期）	

## 寺山南山古墳の整備（第2期）



【立地】大仙公園内、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳

### 【整備の方向性】

- ・調査成果に基づき墳丘を盛土で修復後、地被類で保護
- ・埴輪や葺石は原寸大の検出状況写真等を遺構上に設置
- ・周濠は平面表示

### 【整備後のイメージ】

- ・大仙公園南西部の周遊拠点
- ・様々な形や規模の古墳が連なる景観

- ・博物館やガイダンスで学んだことを現地で確認し、古墳を体感
- ・仁徳陵天皇陵古墳周辺だけでなく、履中天皇陵古墳や大仙公園全体の周遊を促進

# 史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の概要

## 史跡古市古墳群とは

- 4世紀後半～6世紀前半に形成され、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な古墳群
- 墳丘が現存する45基のうち、下記の23基が国史跡に指定

古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳、鍋塚古墳、城山古墳、峯ヶ塚古墳、墓山古墳、野中古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、鉢塚古墳、はざみ山古墳、青山古墳、蕃所山古墳、稲荷塚古墳、東山古墳、割塚古墳、唐櫃山古墳、松川塚古墳、浄元寺山古墳、白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、安閑天皇陵古墳周堤  
(下線：世界遺産構成資産16基)

## 計画策定の目的

『国史跡古市古墳群保存活用計画』で示した整備と公開・活用の基本方針や整備の推進方法、世界遺産登録時の追加的勧告などを踏まえ、『史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）』を改訂し、適切な整備の方針や方法を明らかにすることを目的とする。

## 計画策定の経緯

平成30年 史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）策定  
 応神天皇陵古墳外濠外堤、浄元寺山古墳、松川塚古墳、鉢塚古墳、墓山古墳 追加指定  
 平成31年 唐櫃山古墳 追加指定  
 令和元年 世界遺産登録※  
 令和2年 応神天皇陵古墳外濠外堤 追加指定  
 令和3年 白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、応神天皇陵古墳外濠外堤、墓山古墳 追加指定  
 令和4年 国史跡古市古墳群保存活用計画 策定  
 鍋塚古墳、白鳥陵古墳周堤 追加指定  
 令和5年 峯ヶ塚古墳 追加指定  
 令和6年 安閑天皇陵古墳周堤 追加指定  
 ※世界遺産登録時の追加的勧告  
 C) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存及び顕著な普遍的価値(OUV)の保護との整合性を確実に担保すること。

## 整備の方向性

- 整備は、古墳の本質的価値の保護、継承を目的とする。
- 保存のための整備では、状況により、樹木の剪定・伐採、墳丘の損傷や裾部の洗掘の修繕を行う。
- 活用のための整備では、墳丘の復元展示、遺構の平面表示、遺構の露出展示といった3つの表現方法の中から、各古墳にとって最も効果的なものを選択して実施する。
- 活用のための整備については、密集して古墳がある場合、周辺に隣接する古墳が認められない場合に分けて、古墳間の眺望を活かす整備、各古墳の規模や形態が分かる整備を基本とするが、個々の状況を踏まえて方向性を定める。

## 基本理念・基本方針

### 【基本理念】

- 古市古墳群の保存活用の推進
- 人類共有の文化遺産として、地域で親しめる場としての未来への継承

### 【基本方針】

#### 【保存のための整備方針】

- 墳丘の削平や損壊、裾部の洗掘の保護対策を実施する。
- 墳丘等の遺構の保存を目的とした適切な動線設定、来訪者の誘導を図る。
- 高木化した樹木の剪定・伐採、濠水の水質改善の検討を行う。

#### 【活用のための整備方針】

- 古墳の本質的価値を理解できる整備、動線設定、ガイダンス施設・展示施設や説明板などの設置を行う。また、隣接する古墳については、密集した多様な古墳を意識した整備を検討する。
- 周濠など危険箇所のため一般開放できない古墳について、見学のための動線設定と安全対策、限定公開を検討する。

#### 【その他の課題】

- 史跡指定地の保存管理、整備は、関係機関、庁内部局との協議調整、有識者の見識が得られる体制の充実を図る。

## 個別の計画

- 遺構保存計画  
 →樹木伐採による悪影響の排除、踏圧等に対する遺構保護盛土、周濠の洗掘防止対策を行う。
- 遺構の復元展示・表示計画  
 →保存措置の後、墳丘の復元展示や周濠等の遺構表示を行う。
- 公開計画  
 →史跡内の見学のために、墳頂部への誘導、あるいは内・外堤上を周遊できるようルートを設定する。

## 整備の進め方

	第1期整備	第2期整備	第3期整備
	平成30～令和6年度	令和7～16年度	令和17年度～
叶 淵 池	城山古墳（整備）・ 峯ヶ塚古墳（整備・発掘調査）・唐櫃山古墳（発掘調査）	峯ヶ塚古墳・唐櫃山古墳・城山古墳・鉢塚古墳	応神天皇陵古墳外濠外堤・墓山古墳・城山古墳・古室山古墳・大鳥塚古墳・はざみ山古墳・鉢塚古墳・鍋塚古墳・野中古墳・助太山古墳・赤面山古墳・青山古墳・蕃所山古墳・稲荷塚古墳・東山古墳・割塚古墳・浄元寺山古墳・松川塚古墳・白鳥陵古墳周堤・仲姫命陵古墳周堤・安閑天皇陵古墳周堤・野中宮山古墳（未指定）
仲 野	墳丘緊急整備	保存のための整備 活用のための整備	保存のための整備 活用のための整備
	確認調査・追加指定・公有化・暫定整備・保存のための緊急整備・既存整備の修復・防災整備等は適宜実施		
平 面 画	史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）	史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）	

## 遺構復元・表示等について

### 【峯ヶ塚古墳】

- 都市公園である「峰塚公園」との一体的な整備。
- 発掘調査で判明している情報を最大限表示。
- 既存の遺構表示を活かしつつ、分かりやすい遺構表示の実施。
- 墳丘：墳丘裾等の修復、墳形復元。
- 周堤：復元。
- 主体部：確認箇所で陶板写真（オルソ画像）にて遺構表示。
- 葺石：葺石の遺構表示の検討。
- 埴輪列：確認箇所で陶板写真（出土状況）にて遺構表示。
- 内濠（湛水部）：修復した墳丘裾養生との水位調整。
- 内濠（陸化した範囲）・周堤：平面表示。

### 【唐櫃山古墳】

- 墳丘：確認調査の成果を基に立体的に表示。
- 周濠：調査で確認した範囲を、平面表示。
- 渡り土手：平面表示（もしくは、墳丘の取り付けの関係で、スロープで表示）。
- 堤上面の敷石遺構：平面表示。
- 平面表示の方法及び埴輪列、葺石の表示方法について検討。
- 石棺展示：石棺3基実物展示（唐櫃山古墳出土1基、長持山古墳出土2基）
- 出入口を北、南、東側に設け、後円部墳頂から東側を下り石棺展示を見学する動線を設定。出入口周辺には管理柵を設置。